

海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業 第一次審査に関する質問回答

募集要項に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	6	7	(1)	①		応募者の構成	「水族館運営業務に携わる運営企業は、本事業の構成企業であるものとする」とありますが、運営業務について業務範囲を明確にしたうえで複数企業で分担することとなった場合は、該当企業の全てが構成企業に入る必要があるということでしょうか。	水族館運営業務に携わる運営企業は、本事業の構成企業であるものとします。 なお、水族館運営業務以外についてはこの限りではありません。
2	6	7	(1)	②	1)	SPCへの出資	「SPCへ出資のみを行う第三者も認める」とありますが、出資のみを行う第三者は代表企業・構成企業・協力企業には当たらず、第一次審査の審査対象にはならないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	6	7	(1)	②	1)	応募者の構成	ゼネコン等がSPCに対し出資し、結果的に工事実施予定者となってしまったことについては、禁止されていないとの理解で宜しいでしょうか。	工事実施予定者について、募集要項等に記載している以外の制限はございません。
4	6	7	(1)	②	1)	SPCへの出資	【A】SPCへの出資者について、基本協定書(案)第6条第2項で交代又は追加を想定されていますが、本要件を満たす限り、提案以降に交代又は追加しても良いと理解してよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第6条の規定は、株主が変更されることとなった場合の規定であります。募集要項7(1)②2)でSPCの株主は本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することを原則とします。 なお、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に九州地方整備局の書面による承諾を得るものとします。
5	6	7	(1)	②	1)	SPCへの出資	【B】【A】が認められる場合、交代又は追加により新たに出資者になる者は、協力企業(が構成企業に変更)や工事企業も該当すると考えてよろしいでしょうか。	現時点で株主の交代又は追加の詳細を想定しているものではなく、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に九州地方整備局の書面による承諾を得るものとします。
6	6	7	(1)	③		実施業務	「応募者は応募するにあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、5.(6)に掲げる①、③、④、⑤の業務のうち、いずれを実施するかを明らかにする」とありますが、SPCから委託を受け①、③、④、⑤の業務を行う代表企業、構成企業又は協力企業が、その業務のうち全部又は一部を第三者へ再委託することは可能でしょうか。また再委託が可能な場合の再委託先企業は構成企業又は協力企業に含まれるのでしょうか。	①、③、④、⑤の業務を行う代表企業、構成企業又は協力企業から業務の一部を再委託することは可能です。 再委託のみを受ける企業がある場合、当該企業は構成企業又は協力企業に含みません。
7	6	7	(1)	③		応募者の制限	ただし書きについて、同一の者とは工事企業と工事監理企業を指すものであり、前文の代表企業、構成企業及び協力企業と工事企業・工事監理企業を指すものではないという理解でよろしいでしょうか。	同一の者とは、工事企業と工事監理企業を指します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
8	7	7	(1)	④		代表企業等の変更	【C】選定事業候補者の決定以降、九州地方整備局が認めた場合は構成企業又は協力企業の追加・変更が可能と読み取れますが、【A】【B】を裏付けるものと理解してよろしいでしょうか。	No.4、No.5の回答をご参照ください。
9	8~10	7	(3)~(6)			参加資格要件	上記No.6に追加して、再委託が可能な場合の再委託先へ求める参加資格は、代表企業、構成企業又は協力企業に求める参加資格と同等という認識でよろしいのでしょうか。	再委託時には九州地方整備局の承諾が必要です。
10	8	7	(3)			設計企業の参加資格要件	事業契約書(案)第15条で想定されていますが、事前に発注者の承諾を得た場合には設計企業から第三者に設計業務の全部又は一部を再委託することは可能と理解してよろしいでしょうか。また当該受託企業は本要件を満たす必要はないと考えてよろしいでしょうか。	設計企業から業務の一部を再委託することは可能です。再委託時には九州地方整備局の承諾が必要です。
11	8	7	(3)	①		設計企業の参加資格要件	7.(7)に定める改修工事実施予定者が7(3)に定める設計企業の要件を満たす場合、設計企業となることは可能でしょうか。	改修工事実施予定者は、SPCが事業契約締結後に選定するものです。
12	8	7	(3)	①		設計企業の参加資格要件	九州地方整備局の平成25・26年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を社長名で受けておりますが、委任状(弊社書式)を添付したうえで九州支社長名で応募させていただいてよろしいでしょうか。	九州地方整備局の認定を受けた者の名で応募してください。
13	8	7	(3)	④		設計企業の参加資格要件	設計業務の主任技術者は、建築・構造・電気・機械・積算の5名でよろしいでしょうか。	設計業務の主任技術者は、建築・構造・電気設備・機械設備それぞれ各1名配置させるものとします。
14	8	7	(3)	④		管理技術者及び各主任担当技術者	設計業務を複数の設計企業が分担して実施する場合、各社は①②の要件を満たしていれば良く、配置する管理技術者及び各主任担当技術者は、全体で1名ずつ選定すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、配置する監理技術者、各主任担当技術者は、募集要項7-(3)-④のとおりです。
15	8	7	(3)	④		設計企業の参加資格要件	設計業務を複数企業で分担する場合、管理技術者及び各主任担当技術者は、企業ごとにおく必要がありますか。	No.14をご参照ください。
16	8	7	(3)	④		設計企業の参加資格要件	各工事の規模にかかわらず管理技術者と主任担当技術者を分けて置く必要がありますか。(要求水準書P6に定める経常的な修繕の範囲を除く)	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
17	8	7	(3)	④		設計企業の参加資格要件	第一次審査時に提出する管理技術者及び各主任担当技術者は、SPCが本施設の閉館までに行う初期の改修工事についての指定と考えてよいでしょうか。(工事監理者及び各監理主任技術者も同様)	管理技術者及び各主任担当技術者の要件は、契約期間を通しての要件となります。 なお、1改修工事終了後において技術者の変更は可能ですが、九州地方整備局の承諾が必要です。
18	8	7	(3)	④		設計企業の参加資格要件	管理技術者及び各主任担当技術者の転勤による変更は可能でしょうか。20年にわたり固定することは極めて困難と思われま。 (工事監理者及び各監理主任技術者も同様)	管理技術者及び各主任担当技術者の要件は、契約期間を通しての要件となります。 なお、1改修工事終了後において技術者の変更は可能ですが、九州地方整備局の承諾が必要です。
19	8	7	(3)	④	2)	設計企業の参加資格要件	主任技術者の実績要件として、構造はRC又はSRC造と明記してありますが、S造一部RC造またはS造一部SRC造でもよろしいでしょうか。	一部RC部分または一部SRC部分が建物規模以上であれば実績と認めます。
20	8	7	(3)	④	2)	設計企業の参加資格要件	主任技術者の実績要件として、改修工事(修繕・模様替えを含む)は、建物規模の延べ面積15,000㎡以上の改修工事でしょうか、それとも改修面積が15,000㎡以上でしょうか。	建物規模の延べ面積とします。
21	9	7	(4)	⑤		工事監理企業の参加資格要件	各監理主任技術者は、建築(建築・構造兼務)、設備(電気・機械兼務)の2名でよろしいでしょうか。	建築・構造・電気設備・機械設備毎に配置させるものとします。
22	9	7	(4)	⑤		各監理主任技術者	「各」とは設計企業の各主任担当技術者同様、建築・構造・電気設備・機械設備を指しますでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	10	7	(6)	①		運営企業の参加資格要件	運営企業の一般競争参加資格で「役務の提供等」(その他)の結果通知を受けているが、参加資格要件を満たしているでしょうか。	満たしています。
24	10	7	(7)			改修工事実施予定者との契約要件	九州地方整備局からの承諾要件とはどのようなものでしょうか。	募集要項p.10 7(7)に規定する要件のとおりです。
25	13	10	(3)			第一次審査	第一次審査において、代表企業、構成企業又は協力企業を全て明記応募することになりますが、第一次審査の結果、一部企業が参加資格要件に満たないことが判明した場合、他応募企業を含めて応募グループ全体が参加資格がないと認められるのでしょうか(それとも参加資格がないと認められた企業のみが第二次応募資格を失うのでしょうか)。	応募グループ全体の参加資格が失われます。
26	13	10	(5)			応募の辞退	「第一次審査資料を提出した応募者で、応募を辞退した場合は、様式3-13「辞退届」を提出すること」とありますが、第一次審査の応募を辞退するのに期限はありますか。	第二次審査資料の提出期限日までとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
27	13	10	(5)			応募の辞退	「第一次審査資料を提出した応募者で、応募を辞退した場合は、様式3-13「辞退届」を提出すること」とありますが、第一次審査の応募をしたグループのうち、一部の企業の辞退が生じた場合、一部の企業(構成企業又は協力企業)のみ辞退することは可能でしょうか。それとも応募グループ全体が辞退となるのでしょうか。	応募グループ全体が辞退することになります。
28						その他	第一次審査の応募までに、PSCが公表される予定はございますでしょうか(第一次審査までにPSCが公表されない場合、第二次審査の応募までにPSCが公表される予定はございますでしょうか)。	公表する予定はありません。
29						その他	第一次審査の応募までに、現事業者が運営している「海の中道海浜公園海洋生態科学館」の過去実績(少なくとも直近5年間分程度)の損益計算書等が公表される予定はございますでしょうか(第一次審査までに公表されない場合、遅くとも第二次審査までには公表していただきたく)。	第一次審査の応募締切までに公表する予定はありません。

要求水準書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	7	第2	2	(1)	イ4つ目・	管理技術者及び各主任担当技術者	「各改修工事設計完了までの間」とは、事業期間である20年ではなく、一つの改修工事又は同一期間に実施する複数の改修工事の設計完了までの間を意味するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	7	第2	2	(1)	イ7つ目・②	設計実績の要件	建物規模要件が延べ面積15,000㎡以上とされていますが、一般的な水族館ではここまで大きいものはあまりなく、非常に厳しい要件であると思われます。よって類似施設で10,000㎡以上、または構造要件にS造も含めて頂きますようお願いいたします。	要求水準書に規定する要件のとおりとします。施設の用途については限定していませんので一部RC部分または一部SRC部分が建物規模以上であれば実績と認めます。
3	11	第2	2	(3)	イ4つ目・	工事監理者及び各監理主任技術者	「各改修工事完了までの間」とは、事業期間である20年ではなく、一つの改修工事又は同一期間に実施する複数の改修工事の完了までの間を意味するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

様式集に関する質問回答

No.	頁	大項目又は 様式番号	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	13	様式3-4				応募者の構成企業及び 協力企業一覧表	複数社が1枚に押印する構成になっていますが、第一次審査資料の提出期限までのスケジュールがタイトであることから、各社ごとに作成することでご承諾頂けますようお願いいたします。	各社毎に押印した資料で提出することも可としますが、代表企業にてまとめて提出をお願いします。なお、様式に空欄が生じる場合は、斜線等を引いてください。
2	13	様式3-4				応募者の構成企業及び 協力企業一覧表	印鑑は、印鑑登録をしたものでなければならないでしょうか。また印鑑証明書は必要でしょうか。	印鑑登録をした代表者印が必要となります。 また、印鑑証明書については必要ありません。
3	14	様式3-5				委任状	複数社が1枚に押印する構成になっていますが、第一次審査資料の提出期限までのスケジュールがタイトであることから、各社ごとに作成することでご承諾頂けますようお願いいたします。	各社毎に押印した資料で提出することも可としますが、代表企業にてまとめて提出をお願いします。なお、様式に空欄が生じる場合は、斜線等を引いてください。
4	15	様式3-6				設計業務に携わる企業の 資格要件に関する書類	※3に「複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付すこと」とありますが、複数社で設計業務を行う場合に、各社ごとに枝番を付すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	21	様式3-9				運営業務に携わる企業の 資格要件に関する書類	施設の運営実績を有することを証明する書類とは、自社製の運営経歴をA41枚でまとめたもの程度のものでよろしいでしょうか。	客観的かつ合理的に証明できることが必要です。